

3 米新政権の関税引き上げ手続やUSMCA見直し分野及び日本企業への影響と社内対応

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*
(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

2024年大統領選挙において、ドナルド・トランプ前大統領が当選した大きな要因は、16年の選挙の時と本質的には大差はない。トランプ第一次政権においては、中西部の製造業の労働者などの雇用・所得の改善や厳しい移民対策及び貿易赤字の削減、さらには減税・規制緩和に加えてアメリカ第一主義（アメリカ・ファースト）を前面に掲げて当選に漕ぎつけた。

今回はこうした対策に加え、インフレの昂進に伴う中間層の実質所得の低下の改善を約束するとともに、一層の関税の引き上げや残業所得の税金免除及び社会保障給付の課税廃止などによる産業や低所得者の保護などを打ち出したことが圧倒的な勝利に結びついたと考えられる。

トランプ次期大統領がこのような財政拡張的で保護主義的な政策を実行すれば、さらなるインフレを招き国内景気にマイナスの影響を及ぼすことになる。したがって、米国経済を高い成長軌道に押し上げるには、大幅な減税・規制緩和に加え、前政権時を上回る関税の引き上げやUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の原産地規則の見直し等により、歳入の拡大と製造業の国内回帰（リショアリング）を促すとともに、ドル安による国際競争力の強化などが必要になる。ある試算によれば、関税を引き上げることで、10年間で2.5兆ドルの財政収入の拡大に繋がり、財政的な余裕を生み出すことができる。

トランプ第二次政権によるこうした経済対策がそのまま実行されれば、一

層の中国との対立の激化とともに、欧州やカナダ・メキシコとも貿易摩擦を生む可能性がある。こうした状況下において、韓国や台湾の半導体関連企業や中国の自動車メーカーなどは、関税の引き上げに対応するため対米投資を検討することもありうる。日本企業は米国への投資を活発化せざるを得ないし、同盟国としての米国との関係強化を図りつつ、中国との経済関係の維持を進めるという難しい戦略を迫られると思われる。

はじめに

トランプ前大統領は2024年11月5日（火）の大統領選挙において、カマラ・ハリス副大統領を破って当選した。トランプ前大統領は選挙人総数の538人の内、312人を獲得したのに対し、ハリス副大統領は226人とどまった。事前の予想では接戦が予想されていたが、蓋を開けてみれば、トランプ前大統領の圧勝に終わったことになる。本稿では、2025年の1月から始まる第二次トランプ政権の誕生の背景、その経済通商政策などが世界経済にどのような影響を与えるか、さらには日本を含む各国はどのような対応を迫られるか、などについて探ることにしたい。

1. トランプ新政権の誕生とその背景

1.1 激戦州での戦いが勝敗を分けた2024年大統領選挙

2024年米国大統領選挙において、トランプ前大統領が勝利を取めるには、全米で538人に達する選挙人の過半数（270人以上）を獲得する必要があった。特に、接戦が見込まれる七つの激戦州（ミシガン州（選挙人：15名）、ウィスコンシン州（10人）、ペンシルベニア州（19人）、ネバダ州（6人）、ノースカロライナ州（16人）、ジョージア州（16人）、アリゾナ州（11人））における選挙人（総計93人）をできるだけ多く集めることが求められた。

投票前の事前の予想によれば、激戦7州の選挙人を除いた選挙人（445人＝

538人－93人)の中で、共和党のトランプ前大統領は219人、民主党のハリス副大統領は226人の選挙人を獲得したと見込まれていた。したがって、トランプ前大統領が24年大統領選で勝利を収めるには、激戦州での93人の選挙人の中から少なくとも51人の選挙人が必要であり、ハリス副大統領の44人よりも多い選挙人を獲得しなければならなかった。

実際の大統領選挙の結果を見てみると、トランプ前大統領は事前予想の219人の他に、激戦州の93人の選挙人の全てを獲得するという圧倒的な勝利を収めた。換言すれば、激戦7州以外の州での選挙人獲得においては、事前予想であるトランプ前大統領の219人とハリス副大統領の226人はその通りの結果となったが、激戦7州においては、直前の事前調査でもトランプ有利と見込まれていたものの、トランプ前大統領は選挙人の全てを獲得するという予想を覆す結果を達成するに至った。

1.2 共和党の支配力が強まった上下両院と議会審議への影響

民主党のジョー・バイデン大統領の下での米国の議会体制においては、上院では民主党が多数、下院では共和党が多数を占め、ねじれ議会となっている。2024年11月5日の大統領選挙においては、上院の3分の1の34議席、下院の全ての議席の435議席、知事選では11の州が投票の対象となった。

バイデン政権下の上院の議席は、民主党51人（うち無所属3人）、共和党49人で構成されている。2024年の上院改選議席は34議席で、そのうち23議席は民主党または無所属が占めている。すなわち、24年上院選は、23議席を守らなければならない民主党に不利な選挙であった。

したがって、共和党は、24年上院選において2議席を純増するか、または

表1. 2024年大統領選後の上院における議席数の変化

	バイデン政権下の上院議席数	2024年大統領選挙後の上院議席数
共和党	49	53
民主党	51（無所属4議席を含む）	47
合計	100	100

資料：2024 Presidential Election Results, 270TOWINなどから筆者作成

表2. 2024年大統領選後の下院における議席数の変化

	バイデン政権下の下院議席数	2024年大統領選挙後の下院議席数
共和党	220	220
民主党	212	215
欠員	3	
合計	435	435

注. バイデン政権下の下院議席数は、2024年9月23日時点のもの。

資料：2024 Presidential Election Results, 270TOWIN（2024年12月9日時点）などから筆者作成

24年大統領選挙でトランプ前大統領が勝利した上で上院1議席を純増すれば、上院をコントロールすることが可能であった。実際の上院選の結果を見ると、共和党は4議席を純増し53議席を獲得した。純増したのは、ウエストバージニア州、モンタナ州、オハイオ州、ペンシルベニア州の4州であった。これにより、上院においては、民主党は多数派を割り込むことになり、議会運営の主導権は共和党に移ることになる。

24年の下院選挙においては、11月5日の投票日前においては接戦が予想され、共和・民主両党に過半数を獲得するチャンスがあると見込まれていた。24年選挙前のバイデン政権下の下院は共和党が220議席、民主党が212議席、欠員が3議席であり、共和党が多数派を形成している。

今回の下院選の結果を見てみると、12月9日時点では、共和党は220議席、民主党は215議席となり、下院でも共和党が多数派を獲得した。これにより、共和党は、大統領選挙と上院と下院の選挙で勝利を収め、いわゆるトリプルレッドを達成することになった。

上下両院で共和党が多数派を占めることになったことにより、貿易関係の政策を担当する上院の財政委員会や下院の歳入委員会を始めとして、様々な委員会において共和党が委員長という重要なポストを獲得することになる。これにより、トランプ次期大統領が進めようとしている2017年税制改革法の修正・延長や残業所得の税金免除及び社会保障給付の課税廃止などの上下両院での議決において、共和党は有利に展開することが可能になったと考えられる。

また、トランプ陣営は世界一律10～20%の関税や60%の対中関税などの賦課に関しては、議会の承認を必要としないとの判断を示しており、今のところ上下両院での審議は行われない可能性がある。もしも、議会にこれらの関税関連法案が提出されたとしても、共和党が24年上下両院選挙において過半数の議席を獲得したことにより、これらの法案が可決される可能性は高まったと考えられる。

すなわち、共和党の大勝により、今後の議会運営はトランプ次期大統領にとってやり易くなることは明らかである。そして、トランプ次期大統領は第一次政権時よりも中国に対して強硬な姿勢を取るだけでなく、パリ協定からの再離脱とともに、IPEF（インド太平洋経済枠組み）やUSMCAにおいて労働や環境などの問題を取り上げようとするバイデン政権の取り組みを後退させることが容易になったと思われる。

1.3 なぜトランプ前大統領が勝利したか

1.3.1 アメリカ・ファーストを掲げたトランプ前政権

前々回の大統領選挙が行われた2016年11月8日（火）、トランプ前大統領は270人を超える過半数の選挙人を獲得し大統領選に勝利した。このニュースは、世界中に驚きをもって迎えられた。トランプ前大統領が当時の選挙キャンペーンにおいて目指したものは、リーマンショック以降の経済回復の中で、取り残されていた米国製造業に従事する白人労働者に光を当てようというものであった。

これは、途中から選挙キャンペーンに加わったスティーブン・バノン氏の助言によるもので、その戦略が見事に当たりペンシルベニア、ミシガン、フロリダなどの接戦州の票を取り込むことに成功した。

一方、当時のトランプ前大統領の選挙キャンペーンの特徴を別な角度から眺めると、アメリカ・ファーストを貫いたということであった。すなわち、トランプ前大統領は、国際的な貢献に重きを置くというよりも、自国の利益を最優先した政策を前面に打ち出すことで、所得格差に不満を抱く層の票を獲得しようとしたのであった。

こうしたアメリカ・ファーストに基づく経済外交政策としては、北大西洋条約機構（NATO）の同盟国に軍事支出の増加を迫るとともに、米国が大きな貿易赤字を抱える中国に技術移転の強要や国有企業優遇策などの不正貿易慣行の是正を求めたこと、などが挙げられる。これにより、米中対立は激しさを増すことになった。

1.3.2 インフレ収束、金利・エネルギーコスト引き下げ、ドル安等を訴え 当選

2024年大統領選挙においては、トランプ第一次政権の時点のように所得格差の是正やアメリカ・ファースを基本路線としつつ、インフレを速やかに収束させ、金利・エネルギーコストを引き下げ、ドル安を目指すことを目標に設定した。

そのためには、減税策を盛り込んだ2017年税制改革法が2025年に失効するので、その改正と延長を公約に掲げた。また、規制緩和によるエネルギーコストの低下やLNGガスの輸出拡大を示唆。さらに、輸入増による国内生産・雇用の低下を防ぐため、世界一律の10～20%の関税や中国への60%関税の賦課など、トランプ前政権時の対中追加関税を上回る関税の引き上げを表明した。

しかし、この破壊的な関税の引き上げが、インフレを招くことでさらなる実質所得の低下や消費の減退をもたし、米国の経済成長を押し下げる要因となる可能性がある。このため、トランプ陣営は、法人税や個人所得税などの減税に加え、エネルギー分野などでの規制緩和や人工知能（AI）・半導体などへの産業支援、対中強硬策による国内生産への回帰などにより、米国経済へのマイナスの影響をプラスに転換できると主張した。こうした、トランプ前大統領が掲げた経済対策が、インフレに伴う実質的な所得の減少や所得格差に悩む有権者の支持を獲得し、再選に繋がったと考えられる。

移民問題に関しては、トランプ前大統領は米国経済にとって解決しなければならぬ喫緊の課題だとして、過激な発言を繰り返した。合法的な移民の受け入れを進める一方で、メキシコとの国境などにおける不法移民の取り締

まりを強化し、国境の安全を確保するための措置を講じることを公約に掲げた。こうした移民政策は、既に米国社会に入り込んだ移民のグループからも支持を受ける動きも見られた。

1.3.3 ハリス副大統領の敗因は何か

ハリス副大統領が2024年の米国大統領選挙において、トランプ候補との間で主な論戦を繰り広げたのはインフレ対策や所得格差の是正及び労働者の雇用確保とともに、増減税や中絶及び移民問題等の国内問題への対応であった。なぜならば、有権者の関心が高いのは身の回りの生活関連分野であるからだ。

事実、ハリス副大統領が24年8月16日のノースカロライナ州での演説で発表した経済政策は、生後1年未満の子供がいる家庭の子育て支援として6,000ドル（約90万円）の税額控除の実施、今後4年間で300万戸の新築住宅の建設、食品や食料品の価格つり上げに対する連邦レベルでの禁止、さらにはメディケア受給者の医薬品に対する自己負担上限額を年間2,000ドルとすること、などを盛り込んだものであった。また、ハリス副大統領は、トランプ候補の高関税政策は米国の消費税を引き上げるようなもので、消費者に負担を与えるとして主張した。

そして、ハリス副大統領は9月25日、ペンシルベニア州ピッツバーグで演説し、「中間層のための新しい道」と題する経済政策集を発表した。経済成長の原動力となる強力な中間層を築く方法として、製造業と中小企業への投資、家庭への税制優遇、子育て支援などを示した。また、「未来の重要産業」を形成するには、鉄鋼・鉄生産の近代化と排出削減、バイオテクノロジーやブロックチェーンの開発、AIのためのデータセンターの新設、クリーンエネルギー分野でのイノベーション促進、半導体産業の活性化、航空宇宙・自動車への投資が重要であることを訴えた。

一方、人工中絶の問題に関しては、ハリス副大統領は女性の選択権を尊重し、中絶の権利を保護する立場を取っており、女性が安全かつ合法的に中絶を行えるようにするための法整備を後押ししている。移民問題については、

ハリス副大統領は不法移民の取り締まりを強化する一方で、合法的な移民の受け入れを促進し、移民の権利を保護するための政策を推進しようとした。

しかしながら、こうしたハリス副大統領の人道的なアプローチを重視する政策は一定の女性などの票に結びついたものの、インフレに悩む低所得層や中間層からは経済対策や移民政策が不十分だと受け取られた感がある。そして、バイデン大統領の突然の不出馬に伴う選挙対策が準備不足であったことなどが、得票率がトランプ前大統領よりも下回る結果になった大きな要因と考えられる。

2. トランプ新政権の経済通商政策が世界に与える影響

2.1 トランプ次期大統領の経済通商政策とは何か

2.1.1 減税・規制緩和とともにインフレ収束や関税引き上げ及びドル安を標榜

トランプ次期大統領は2024年大統領選挙において、インフレを速やかに収束させ、金利・エネルギーコストを引き下げ、ドル安を目指すことを公約に掲げた。そして、IPEFやパリ協定からの離脱とともに、気候変動対策を盛り込んだインフレ削減法（以下、IRA）や自動車排ガス規制及び電気自動車の義務化の改正を検討することを明らかにした。

また、2017年税制改革法を改正・延長することにより、中低所得層や高所得層及び企業に対する減税を表明した。さらに、関税引き上げにより世界貿易体制のバランスを取り戻し、生産と雇用の拡大を狙う戦略的国家製造業構想を推進するとした。

関税に関しては、世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課することを表明。さらに、中国からの輸入品に対して60%の関税、メキシコから輸入される中国車に対し100%や200%の関税の適用を示唆した。

もしも、トランプ次期政権がユニバーサル・ベースライン関税を実施したならば、中国やEUなどは報復関税を打ち出すかもしれないし、USMCAなどのFTAの他の加盟国（カナダ・メキシコ等）から、紛争解決メカニズム

を用いた訴えを起こされる可能性がある。

外国が米国製品に関税を課す場合、米国もその国の製品に同等の関税を課すことができる互惠通商法の創設を検討することを表明。同時に、中国への最恵国待遇の撤回、4年間で中国からの必需品の輸入を段階的に削減することを表明した。

トランプ次期政権によって、関税引き上げなどが公約した通りに行われるかであるが、2016年の大統領選挙において公約に掲げた45%の対中追加関税や35%のメキシコへの関税賦課は額面通りには実行されなかった。しかしながら、トランプ前大統領が掲げた公約は、言いつ放しではなく、行動に移される傾向があることも事実である。

トランプ次期大統領は24年11月4日、メキシコのクラウディア・シェインバウム新大統領が移民と麻薬（フェンタニル）の米国への流入を抑制する措置を積極的に進めないと、メキシコからの輸入品に25%の関税を賦課することを発表した。このメキシコへの25%一律関税の表明は、たんに移民と麻薬の問題を解消するだけでなく、メキシコ生産（経由）の中国車の輸入や2026年のUSMCA見直しに関する交渉を有利に進めようとするための、一つの手段として打ち上げられた可能性もある。USMCAの見直しの際には、トランプ次期大統領は原産地規則の再検討を要求する可能性がある。

なお、トランプ次期大統領は2024年11月25日、SNSへの投稿で、メキシコだけでなくカナダにも移民と麻薬問題が解決するまで25%の関税を賦課すると表明した。また、中国に対してもフェンタニルなどの薬物が流入しているとして、10%の追加関税を課すことを明らかにした。既に中国にはトランプ第一次政権で最大で25%の追加関税を賦課し、バイデン政権が24年9月に電気自動車（以下、EV）などに100%の追加関税を課す決定を下したばかりである。トランプ第二次政権がフェンタニルの件で新たな追加関税を実行すれば、既存の対中追加関税にさらに10%の関税が上乘せされることになる。

この新たな、移民や麻薬を標的にしたトランプ次期大統領の関税引き上げは、中国への60%の関税引き上げやカナダ・メキシコへの10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課と重なり合うだけに、今後の調整が複雑に

なると思われる。もしも、カナダ・メキシコに25%の関税が賦課されるならば、北米3か国のサプライチェーンは大混乱が予想され、最大で25%の対中追加関税以上の影響が現れると見込まれる。したがって、関税引き上げの前に中国も含めて、カナダ・メキシコとの移民・麻薬問題に関する交渉が進展する可能性があると思われる。

2.1.2 トランプ次期政権は関税を引き上げるための手続きをどう進めるか

トランプ第一次政権の時は、米国の国家安全保障の観点から1962年通商拡大法232条に基づき鉄鋼・アルミの輸入に対して関税を引き上げたし、1974年通商法301条に基づき中国の不公正な貿易慣行に対して追加関税を賦課した。こうした通商法を用いた関税の引き上げに対して、トランプ第一次政権は時間を掛けて慎重な姿勢でもって対応した。

トランプ第二次政権においては、世界一律に10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を引き上げるに当たって、トリプルレッドという背景に加えて前回と比べて学習効果があることも手伝い、その分だけスムーズに進める可能性があると思われる。ただし、トランプ次期政権はこのユニバーサル・ベースライン関税を各国との交渉の材料とするかもしれないし、国ごとに品目や関税の割合が異なることもありうるので、その分だけ時間がかかることも予想される。

また、中国に対する60%の追加関税については、既にトランプ第一次政権で最大25%の追加関税を賦課し、バイデン政権もそれを受け継いだという経緯もあり、ユニバーサル・ベースライン関税よりも早めに行動に移す可能性もある。そして、中国の関税ステータスを保証する恒久的正常貿易関係（PNTR）を撤回することにより、EVなどの品目によっては60%を超える対中追加関税を賦課することもありうる。

トランプ第二次政権が関税の引き上げについて議会の承認を求めるかどうかは、トリプルレッドにもかかわらず不透明であるが、ロバート・ライトハイザー前米国通商代表部（USTR）代表は、国際緊急経済権限法（以下、IEEPA）や1930年関税法338条を利用することにより、トランプ次期大統領

は議会の承認なしで関税を引き上げることが可能であるとしている。

トランプ次期大統領が世界一律10%の関税を賦課する場合、まず根拠となる通商法などに基づく調査が必要となる。例えば、1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条及び122条、さらにはIEEPA及び1930年関税法338条などの法律に基づいて、関税の引き上げを正当化するための調査や手続きが行われることになる。

そして、関税の引き上げに関する公聴会が開催され、関係者や専門家の意見が聴取された後、トランプ次期政権は関税の引き上げ案を一般に通知し、一定期間内に一般市民や企業からのコメントを受け付けることになる。

2.1.3 国内通商法とGATT/FTAのどちらが優先するのか

米国が国内通商法を用いて譲許表を超えた関税引き上げを実施する場合、GATTの規定に整合的かどうかは、常に付きまとう問題である。米国は色々な国・地域との間において、GATT24条で認められている自由貿易協定（以下、FTA）を締結している。例えば、米韓FTA、USMCA、日米貿易協定などが挙げられる。

FTAは一般的には市場アクセス条項を持ち、関税の引き下げの対象となる品目とスケジュール（譲許表）を規定している。米国が国内通商法に基づき、米国がGATT/FTAの譲許表を超えた関税の引き上げを実施した場合、FTAの他の加盟国などは協定違反として訴える可能性がある。すなわち、米国の通商法の規定が優先するのか、FTAの方が優先するのかという問題が発生する。

もしも、米国が1962年通商拡大法232条を用いて世界一律にユニバーサル・ベースライン関税を引き上げた場合、各国はGATT2条（関税譲許）に照らし合わせるならば、同条に違反すると主張するかもしれない。これに対して、米国はGATT21条（安全保障例外）を援用し、その正当性を主張するものと見込まれる。

すなわち、米国はGATT21条が自己規律的（self-judging）条項であるとし、WTOのパネルに審査権はないと反論すると思われる。また、国家安全

保障に基づく通商措置は政治問題でもあり、WTOにおける紛争解決手続で解決できないと主張する可能性もある。

このGATT21条は米国が締結する多くのFTAの中に、やや形を変えて導入されている。したがって、米国が1962年通商拡大法232条を活用し関税を引き上げた場合、各国はGATT違反として訴える可能性があるが、米国はこれに対して日米貿易協定の第4条（b）号やUSMCAの第32.2条などの安全保障例外の条項を用いて、他のFTA加盟国に対してその正当性を主張するものと思われる。

なお、第一段階の日米貿易協定においては、その扱う輸入対象品目は、日本側が農産物を中心に615品目、米国側が241品目であり、日米双方とも輸入全品目の1割に満たないことが特徴である。したがって、「実質的に全ての貿易の自由化（90%以上？）の順守」を要求するGATT24条のFTA要件を、日米貿易協定が完全に満たしていると明確に判断することは難しいと考えられる。

2.2 なぜエネルギー安全保障政策やサプライチェーンの強靱化が必要か

2.2.1 グローバル競争力のランキングを高める米国

米国産業の特徴として、IT産業や金融システムの発達、労働市場の柔軟性、ベンチャー企業の高い成長力、技術開発・イノベーション能力の高さ、などを挙げることができる。最近では、権限の委譲の度合いやリスクのあるアイデアへの企業の許容性ととも、産業クラスターの集積や産官学連携などの分野での競争力においても米国の優位性が高まっており、世界のグローバル競争力のランキングで首位争いを演じている。

また、日本などと比較して、スタッフや大学卒業生の訓練度、熟練従業員の採用の容易さ等の職場や教育の現場に関わる分野でも米国の競争力が高まっている。さらに、米国はデジタル競争力のランキングでは、世界のトップに位置付けられている。その背景として、積極的なロボットの導入やデジタル関連法の整備に加え、ビッグデータの分析・応用やベンチャーキャピタルの利用の進展、などが考えられる。

米国の強みは製造業でのモノ作りを促進する技術開発力だけでなく、既存の情報通信技術や物流を応用して社会の変革を促したGAFAM（グーグルやアマゾン、フェイスブック、アップル、マイクロソフトの頭文字）を生んだことである。これらの会社は、著しく改善されたモノやサービスの導入を示す「プロダクト・イノベーション」や販売・配送方法のプロセスの改良である「プロセス・イノベーション」をもたらした。

米中対立の激化やウクライナ侵攻の長期化及び中東情勢の悪化などにより、中国の経済成長はかつてほどの勢いに欠けており、世界経済の成長率は依然として頭を押さえつけられている状況が続いている。しかしながら、インフレ対策のために米国の金利は高めに設定されているにもかかわらず、米国経済は他の先進国よりも高い成長率を達成している。これは、GAFAMだけでなくAI関連製品のリーダー企業であるNVIDIAやイーロン・マスク氏が率いるテスラなどの先端企業の勢いが強いためでもあると考えられる。

2.2.2 脆弱な重要鉱物などでのサプライチェーン

近年、米国の産業競争力のランキングが高まっているにも拘わらず、バイデン政権はイノベーション促進策を前面に打ち出している。なぜ、バイデン大統領は米国産業のサプライチェーンでの調達力や技術・生産能力の拡大に注力するのであろうか。

その答えは、2021年6月に発表された「サプライチェーンの回復力（レジリエンス）などに関するホワイトハウスのレポート」の中に見出すことができる。同レポートは、米国のサプライチェーンの脆弱性を調査し、その回復を図ることを目的として作成されており、半導体、大容量バッテリー、重要鉱物、医薬品の4分野に焦点を当てて分析している。

同レポートは、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、米国の医療用マスクや医薬品の中国への依存度が高いことが明らかになったことを指摘した。同時に、新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とする工場の閉鎖によりサプライチェーンが寸断され、そのために半導体不足が発生し、パソコンや自動車などの生産に大きな影響を与えたとした。

そして、現在、自動車の新車に組み込まれる半導体ユニット数は100にも増加しているが、米国製の半導体シェアは1990年の37%から今日では12%に低下している。また、中国は大容量バッテリー向けに世界のリチウムの6割、コバルトの7割強を精製しており、こうしたレアメタルの中国依存の高さが米国の将来の自動車産業の脆弱性に繋がる可能性を指摘している。さらに、EVにとって必要不可欠なリチウムイオン電池の生産においても、米国は中国や日本及び韓国に対して相対的に劣位にあるとしている。

また、米国のシンクタンク（Silverado Policy Accelerator）は2024年9月、輸入に多くを頼っている12の戦略的防衛重要鉱物に関する調査レポートを発表した。それによると、米国が100%輸入に依存している戦略的防衛重要鉱物は、ヒ素、ガリウム（LEDなどの光デバイスに使用）、インジウム、天然黒鉛（リチウムイオン電池の負極材などに使用）、スカンジウム、タンタル（コンデンサー、半導体の回路基板、3Dプリンターなどに使用）、イットリウム（LED、光学レンズなどに使用）の7品目であるとした。

レアアース（スマートフォン、テレビ、コンピューターなどの電子デバイス、高性能磁石、EV用バッテリーなどに使用）の輸入依存度は98%、ビスマス（医薬品（整腸剤）、防腐剤、顔料などに使用）は94%、アンチモン（鉛バッテリーの電極、合金素材などに使用）は82%、ゲルマニウム（赤外線検知素子、半導体材料、太陽電池などに使用）とタングステン（カテーテル治療器具、砲弾の弾芯などに使用）が50%であった。同レポートは、これらの輸入の大部分を中国やロシアなどの懸念国（FEOCs：Foreign Entities of Concern）が提供していると警告している。

このような重要鉱物だけでなく半導体、大容量バッテリーなどの製造・精製における米国の相対的なシェアの低さと中国に対する依存度の高まりが、バイデン政権における半導体の分野を中心とした競争政策を推進する動機になっている。実際に、IPEFなどにおいて、中国に依存しない友好国間での相互調達・融通のシステムを構築する動きが進められている。

2.3 トランプ次期大統領は中国からの迂回輸入などを一層の高関税で防止

2.3.1 トランプ第一次政権の政策の青写真を描いたナバロ・ロス論文

トランプ前大統領は2017年の就任後に次々と大統領令（Executive Orders）に署名し、不法移民の取り締まり強化やインフラ投資の拡大、オバマケアの見直しなどを求めた。また、覚書（Presidential memorandums）にもサインし、石油パイプラインの建設やTPPの離脱を表明した。

トランプ第一次政権にとっての重要な政策として、メキシコなどへの生産拠点の移管を阻止するとともに、中国の対米輸出増による米国の貿易赤字の拡大を食い止めることなどが挙げられる。対中強硬派として知られるカリフォルニア大学のピーター・ナバロ教授は、中国はテレビやコンピューターなどの世界の製造業におけるシェアを急速に拡大しており、その不公正貿易慣行などに対して対抗手段を打ち出す必要があると主張した。こうしたナバロ教授の対中強硬路線は、当時のトランプ陣営の対中戦略をリードすることになった。その結果、ナバロ教授はトランプ第一次政権において、国家通商会議議長に就任した

ナバロ教授は2016年9月、同じ経済閣僚に選出されたウイルバー・ロス商務長官と共同で執筆した論文“Scoring the Trump Economic Plan：Trade, Regulatory, &Energy Policy Impacts”を発表した。これは、トランプ前大統領が選挙キャンペーンで提案した数々の経済改革の基本路線を示すものであった。

同論文によれば、米国が陥っている近年の低い経済成長は、高い税金や規制の拡大及び貿易赤字の増加が背景にあるとした。そして、米国の貿易赤字の拡大は、NAFTA（北米自由貿易協定）などの貿易協定によるオフショアリング（海外への生産拠点の移転）の進展とともに、中国のWTO加盟などの影響によるところが大きいと指摘した。したがって、米国が高い経済成長を達成するには、貿易赤字削減策や規制緩和策及びエネルギー政策などを用いた改革を進める必要があると主張した。

ナバロ・ロス論文などに基づく通商産業政策の成果としては、新NAFTAとして原産地規則を大幅に変更したUSMCAの発効（2020年7月）に加え、

中国（同年2月発効）と日本（同年1月発効）との間で第一段階の貿易協定を締結したことなどが挙げられる。

また、2018年以降において、1962年通商拡大法232条（米国の国家安全保障への侵害に対応）を活用した鉄鋼（25%）・アルミ（10%）への追加関税の賦課とともに、1974年通商法301条（外国の不公正貿易慣行に対応）による中国への追加関税（7.5～25%）を第1～第4弾に分けて発動したことなどを指摘することができる。

2.3.2 中国の「国家安全保障上の脅威」を如何にして取り除くか

トランプ前大統領は2016年の大統領選挙キャンペーンにおいて、中国のWTOへの加盟で米国は多くの工場と雇用を失ったとし、中国の為替操作や不公正な補助金を批判した。これを背景に、選挙キャンペーンにおいて中国からの輸入に45%の関税を課税すると発言した。

一方、メキシコに対しては、NAFTAを利用した対メキシコ投資の拡大により米国内の生産の機会を失っただけでなく、メキシコとの国境からの不法な移民の流入によっても米国民の職や社会不安が脅かされているとして、メキシコからの輸入に35%の関税を賦課することを提案した。さらに、16年大統領選挙のキャンペーン中に、トランプ前大統領は米国とメキシコ国境沿いに壁を作ると表明した。

中国からの輸入への45%の関税やメキシコからの輸入への35%関税は、そのまま適用されたのではなく、税率や形を変えて実行された。第二次トランプ政権においても、基本的には関税の引き上げにより、中国からの製品の輸入をブロックしようとする通商政策を採用することは間違いない。

トランプ第一次政権時の対中政策は、第1に中国との貿易赤字の削減を目指していたし、第2には米国企業に対する技術移転の強要や国有企業への補助金問題及び為替操作による輸出拡大などの不公正な貿易慣行の是正に焦点が置かれた。こうしたことから中国に対して、1974年通商法301条に基づく最大で25%の追加関税の賦課とともに、2年間で2,000億ドル以上の米国製品の輸入拡大を約束させることに成功した。中国の米国からの輸入拡大の約束

は実行されなかったものの、2023年には追加関税などの効果もあり、対中貿易赤字は縮小した。

トランプ第一次政権を引き継いだバイデン政権は、重要鉱物や半導体、医薬品、マスク、車載用バッテリーなどの対中依存の高まりに危機感を抱き、こうした製品の国内生産を拡大し製造業の基盤を強化しようとした。さらには、同盟国と協力し合いながら、重要鉱物や半導体などのサプライチェーンの強靱化を進めようとした。

トランプ第二次政権の対中政策は、トランプ第一次政権やバイデン政権よりも関税に依拠するところが大きいものの、重要鉱物や半導体などでの中国依存の脱却やサプライチェーンの強化という面では、方向性は変わらないと思われる。

その中で、トランプ第二次政権が前政権時と比べてさらに重要になっている新たな政策目標は、半導体やバッテリーなどの中国依存から国内製造への回帰を目指すことにより、米国の「経済安全保障」を確保することにあると考えられる。

そのためには、低下した米国の半導体生産のランキングを回復するとともに、重要鉱物や医薬品などの生産を国内に回帰することが求められる。また、AIや量子コンピューターで中国への技術流出を抑え、中国のテクノロジー企業がもたらす脅威を取り払うことが、トランプ次期大統領が説く米国を再び偉大な国にするための必要なステップになると考えられる。

これに関連する動きとして、バイデン政権は中国などの情報通信技術を盛り込んだコネクテッドカーから個人情報などが流出することに対する対抗手段を打ち出した。米国商務省産業安全保障局（BIS）は2024年9月、中国またはロシアの企業などによって開発された、特定のハードウェアとソフトウェアが搭載されたコネクテッドカーやそれら部品の販売または輸入を禁止する規則を発表した。これにより、中国製のEVなどのコネクテッドカーから様々な情報の流出を防ぐことができる。

また、トランプ次期大統領は60%の対中追加関税の賦課に加え、中国のメキシコやベトナムなどを経由した迂回輸出の防止、中国からの輸入品に恒

久的に最恵国待遇を保証する制度（恒久的正常貿易関係（PNTR））の見直し、などを検討している。

2.3.3 トランプ次期大統領は中国からの投資を受け入れるか

トランプ次期大統領は2024年7月、ウィスコンシン州ミルウォーキーで開かれた共和党の全国大会において、中国の自動車や自動車部品のメーカーが米国で生産を行い、米国で販売するのは規制しないとの考えを明らかにした。

トランプ次期大統領は米国の経済成長や雇用の確保を目指し、対中政策でも中国からの輸入に加え中国以外の国を経由した迂回輸入にも厳しい対応を行うことを表明している。その一方で、AIや量子コンピューターなどの戦略的産業は除くかもしれないが、中国企業の対米投資を許容するという奥の手を見せる可能性がないとは言えない。すなわち、トランプ次期大統領は、中国とは激しく衝突しながらも、実利を取るという柔軟な戦略を実行するかもしれない。

また、中国側も国内の経済において、不動産取引を含む消費の減退を抱え、以前のような高成長を達成することは難しくなっている。これに米国から中国製品に対して60%を超える高関税が賦課されれば、輸出減による国内経済への影響が大きいと見込まれる。こうした状況下では、中国側としては、トランプ次期大統領が中国企業の対米投資を受け入れるならば、米国での現地生産という選択に乗ることは大いにありうるとされる。

2.4 日本企業はトランプ関税にどう対応するか

トランプ第一次政権時に商務長官であったウィルバー・ロス氏は2024年11月10日、カナダ放送協会とのインタビューに対して、カナダのエネルギー分野や鉄鋼・アルミなどの重要分野はユニバーサル・ベースライン関税の対象とはならない可能性がある」と答えた。その理由として、米国はカナダから大量のエネルギーを輸入しているが、これに課税しても米国の利益にはならないし、実際に、トランプ第一次政権はカナダに対して鉄鋼・アルミの課税を回避するという優遇措置を取ったことを挙げている。

ロス元商務長官の指摘が正しいとするならば、トランプ次期政権によって実行が見込まれるユニバーサル・ベースライン関税は、単に企業からのコメントを参考に例外品目が設けられるだけでなく、国別に例外となる分野・品目が定められる可能性がある。

トランプ次期大統領は、日本に対して、カナダとは違う形で10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の適用を求めてくるかもしれない。あるいは、これとは別に、積み残した第二段階の日米貿易協定の交渉などを要求してくる可能性がないとは言えない。日本企業としては、ユニバーサル・ベースライン関税の自社への影響はもちろんのこと、今のところそういう動きはないものの、第二段階の日米貿易交渉などが開始された場合に備えたシミュレーションを行うことは必要であると思われる。

第一段階の日米貿易協定交渉では、牛肉の段階的関税削減などの農産物分野でのTPPと同じステータスを日本から引き出すことが最優先の課題であった。この農産物分野におけるTPPメンバーに対する比較劣位の解消は、第一段階の日米貿易協定の交渉において、米国の思惑通りに進んだと考えられる。

一方、トランプ第一次政権は第一段階の日米貿易協定交渉の当初において、自動車、医薬品、医療機器、情報通信技術機器、化学品などの分野を対象に、米国の対日輸出拡大や日本の非関税障壁の撤廃などを日本に求めようとしたが、最終的には農産物を中心とする関税削減で幕を引くことになった。

したがって、米国は日米貿易交渉で積み残された分野の中でも、特に自動車・同部品の分野における非関税障壁の撤廃（米国の自動車安全基準の多くを日本でも採用することなど）、あるいは日本製自動車の対米輸出数量規制等、を求めてくる可能性がある。並行して、1962年の通商拡大法232条に基づき、自動車・同部品への追加関税の賦課を検討することもありうる。

米国の10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課やこうした対日要求に対して、日本企業はその規模にかかわらず、慌てないで慎重に情報収集を行い、様々なシミュレーションの中から最適な企業戦略を導き出すことが望まれる。

そのためには、まず第1に、対米輸出の比率が高い企業においては既に対応済みであるとは思われるが、トランプ次期大統領による世界一律10～20%の関税の引き上げや60%の対中関税の賦課に対応するため、自社内に対策チームを設置することが考えられる。企業規模にもよるが、対策チームはほんの少数でも構わないと思われるし、法務部門などの既存のセクションが兼務することも考えられる。場合によっては、外部の専門家に対策チームの中に入れてもらうこともありうる。

第2として、対策チームは、トランプ次期大統領が公約した関税引き上げなどにおいて、どれが額面通りに実行されどれが取引の材料となるのか、あるいは国別・品目別に賦課される関税が違うのかなどに関して、正確な情報収集及び分析が求められる。また、自社の製品の対米輸出に際して、米国製品や場合によっては米国以外の外国製品との競争激化等により、どの製品が10～20%の関税の引き上げで不利となり、どの製品では不利とならないのかをチェックしなければならない。

当然のことながら、関税対策は、自社の製品が不利になるケースを中心に行われることになるが、現時点において米国に拠点を構える競合他社がないため不利にならなくても、将来の可能性を含めて検討することが必要になる。

第3として、60%の対中関税が賦課された場合の自社への影響を把握することも求められる。そのために、改めて中国で生産した自社の製品を直接あるいは間接に米国に輸出しているのかどうか、あるいはどのくらいの量を輸出しているのかをチェックすることが求められる。また、中国で生産した自社製品を第三国経由で米国に輸出している場合（迂回輸出）もその対象となる。こうした迂回輸出のケースを含め、他の日本や外国の企業のトランプ関税対策についても情報収集を行い、自社の参考にすることは有益と思われる。

第4に、情報収集の一環として、関税の引き上げに関する米国議会の公聴会等において議論された内容を把握し、自社の製品に関連する情報を収集することが肝要である。

第5としては、トランプ次期政権の「関税引き上げに関する通知」の内容

をチェックすることが不可欠である。公表された通知の中に、適用除外の規定とともに、10~20%と見込まれるユニバーサル・ベースライン関税は全ての国に対して一律なのか、あるいは国別・品目別に違いがあるのかなどの規定が盛り込まれている可能性がある。

第6としては、ユニバーサル・ベースライン関税の賦課に対するコメントの期間内において、日本企業として主張することがあれば意見を提出することが肝要と思われる。

3. トランプ新政権の誕生でUSMCAやIPEFへの対応はどう変化するか

3.1 USMCAの見直しの案件にはどのようなものがあるか

3.1.1 一層の原産地規則の厳格化を要求か

トランプ前大統領は、USMCAの前身であるNAFTAがメキシコへの製造業の移転を促し、米国の輸入増からメキシコとの貿易赤字を拡大させたとして主張。このため、トランプ前大統領はNAFTAの再交渉を開始し、2020年7月に新たに名称をUSMCAとして発効に漕ぎつけた。

USMCAは、34章7条の規定でもって、発効から6年後に最初の見直しを行うことを定めている。このUSMCAの26年見直しを利用し、トランプ次期大統領はメキシコでの中国車の生産やその拠点で製造した完成車や部品の対米輸出、及びメキシコを経由した米国への迂回輸出を阻止しようとしている。

USMCAの発効から4年以上も経過したが、その間のパネルによる紛争解決の動きの中に、注目すべき案件があった。USMCAの紛争解決パネルは2023年1月11日、自動車の原産地規則（関税の撤廃・削減を受けるために、域内原産かどうかを判断する基準）の解釈を巡ってメキシコとカナダが米国を提訴していた案件において、米国の主張が協定と整合的でないと最終報告を発表した。

USMCAの原産地規則においては、自動車のコア部品であるエンジン、トランスミッション、車体・シャーシ、駆動軸・非駆動軸、サスペンション、ステアリング、先端バッテリーで、それぞれ純費用（ネットコスト）方式で

75%の域内原産比率を満たすことが必要になる（カーエアコンやバックミラー及びシートベルトなどは70%）。ただし、先端バッテリーのみ、原産地規則を満たす基準として、関税分類変更基準（輸入時の品目の関税番号が加工後には別な関税番号に変更されていること）の適用が可能である。

NAFTAにおいては、エンジンを構成する部品の中に域外品が含まれていても、エンジン全体として75%以上の域内原産比率を達成していれば、そのエンジンは100%域内原産と認める原産地規則（ロールアップ方式）を採用していた。メキシコとカナダはUSMCAの交渉においても、ロールアップ方式の採用で北米3か国は合意したとの見解を示したが、米国はそれを否定している。

USMCAのパネルは原産地規則の解釈において、米国に不利な判断を示したが、トランプ次期大統領はUSMCAの見直しの機会に、ロールアップ方式の取り扱いについて再交渉を求める可能性がある。また、トランプ次期大統領はロールアップ方式だけでなく、USMCAの原産地規則をさらに厳格化し、乗用車の75%の域内原産比率の一層の引き上げなどを要求することも考えられる。

さらに、トランプ第二次政権はUSMCA見直しにおいて、カナダに対して、供給管理政策（乳製品、卵、家禽製品の供給管理を実施）、デジタルサービス税（ユーザーのデータやコンテンツ提供などに依拠する特定のデジタルサービスなどへの3%の課税：USMCAに基づく紛争解決協議を申請済み）、長年のカナダ産針葉樹材の問題（市場価格より低く設定されているとしてカナダの公有地からの伐採料を問題視）、などの交渉を求めると思われる。

トランプ次期大統領は、メキシコに対して、中国の自動車・同部品企業などのメキシコへの投資の拡大、メキシコで生産されたEVなどの完成車や自動車部品あるいはメキシコを経由した中国車等の対米輸出、メキシコによる米国の遺伝子組み換えトウモロコシの輸入禁止、などを問題視しており、これらをUSMCAの見直しで取り上げることが要求すると見込まれる。

これに対して、メキシコ政府はバイデン政権による中国車などを対象にしたコネクテッドカーの輸入規制は、USMCAとWTOの違反であるとし、

USMCAの見直しで議論を求める可能性がある。

この他に、USMCAの見直しで取り上げられると見込まれる分野としては、サプライチェーンの途絶に対する新たな協力メカニズム、強制労働による製品の輸入防止規定、炭素国境調整措置等の導入、重要鉱物の開発、EVの原産地規則、中南米の国のUSMCAへの加盟メカニズム、などを挙げることができる。

3.1.2 USMCAが終了し新たな米加自由貿易協定が誕生するか

中国の自動車関連企業などのメキシコへの投資の拡大は、米国だけが懸念しているのではなく、カナダも同様である。カナダは既に、中国製のEVに100%、鉄鋼・アルミに25%の追加関税を賦課するなど、米国の対中政策に同調する動きを見せている。

カナダのオンタリオ州ダグ・フォード首相は、メキシコは中国の自動車・同部品を含む中国製品の米国への輸入チャンネルとして機能しており、メキシコが中国から輸入する製品への関税の見直しを求めた。それが、達成できない場合は、米国とカナダのみで2国間貿易協定を結ぶことを主張した。

これに対し、メキシコのクラウディア・シェインバウム大統領は、カナダのジャスティン・トルドー首相に連絡を取り、メキシコを入れた3か国でUSMCAの見直しを進める言質を取った。ただし、トルドー首相も、USMCAの維持に賛成であるものの、メキシコの貿易政策の動向を見守っていくという趣旨の発言を行った。

メキシコは今後とも米国からだけでなくカナダからも、中国からの投資の受け入れと、中国企業のメキシコ内での生産と対米輸出に対して、それを阻止する対策を強く求められると見込まれる。このため、少なくとも2026年のUSMCA見直しまでには、メキシコは対中政策の基本ラインを固める必要がある。

メキシコはUSMCAの見直しにおいて、カナダを巻き込んでできるだけ対中政策に変更を加えないようにしたいと考えていると思われるが、肝心のカナダが中国製EVに100%の関税を課すなど、中国への強硬な姿勢を示してい

る。したがって、日本企業の今後のメキシコでの投資や活動は、メキシコ政府の対中政策やUSMCAの見直しの動きに大きく左右されることになる。

USMCAの見直しに注目が集まる中で、トランプ次期大統領は24年11月25日、就任早々にも移民や麻薬問題が解決するまでメキシコ・カナダに25%の関税、中国に10%の関税を賦課することを表明した。この突然の発表は、取引材料の一つと見る向きもあるが、関係国だけでなく日本を含む世界各国に大きな衝撃を与えた。もしも、カナダ・メキシコへの25%の関税賦課が実施されれば、トランプ第1次政権時の最大で25%の対中追加関税よりも広範な分野が対象となるため、その分だけ影響は大きいと考えられる。このメキシコ・カナダへの25%の関税賦課は、移民や麻薬問題だけにとどまらず、両国へのユニバーサル・ベースライン関税の賦課やUSMCAの見直しにも関わってくると思われる。

移民・麻薬の問題に端を発する25%の関税引き上げや中国からメキシコへの投資の規制などに関する米墨間の交渉が合意に至らない場合は、関税が維持されるだけでなく、2026年からのUSMCAの見直しにおいて、米国やカナダが継続する意思を示さないこともありうる。

もしも、そういう事態になれば、カナダのオンタリオ州首相が主張するように、USMCAは終了し、その代わりにメキシコを除いた新たな米国とカナダでの自由貿易協定が誕生するかもしれない。その場合の日本企業の北米戦略は大きく変更を余儀なくされることが予想される。現時点では、そのようなことが起きる可能性は低いが、日本はその動向を注意深く見守る必要がある。

3.2 原産地規則改正等のUSMCAの見直しでメキシコに圧力を掛けるか

トランプ前大統領はデトロイトにおいて2024年10月10日（木）、再選された場合、中国がメキシコで生産や積み替えを行った中国車などの対米輸出を防ぐため、USMCAの34.7条に含まれる見直し条項を用いて再交渉することを表明した。

現行のUSMCAのルールにおいては、メキシコにおいて原産地規則を満た

しながら生産や加工を行った企業は、生産した企業の国籍にかかわらず、関税がゼロか低関税で米国へ輸出可能である。

USMCAは発効してから6年後に見直しを行い、参加する3か国が合意すれば、さらに16年間継続することを定めている。USMCAは2020年7月に発効したので、最初の見直しの年は26年になる。見直しにおいては、各加盟国が新たに16年間にわたってUSMCAを継続する意思を示さない場合は、同協定は発効日から16年後に終了する。ただし、合意に至らなくてもUSMCAは10年間有効となり、その間に参加国は引き続き見直しと修正の交渉を行うことができる。

現行のUSMCAの完成車の原産地規則は、域内原産比率が75%以上であることなどの厳しい基準を設けている。そして、時給16ドルを超える労働者が生産する自動車工場からの部材購入額やその賃金の割合が40~45%以上であること（賃金条項）、また鉄鋼とアルミの7割が北米産であること、さらには自動車に組み込まれる鉄鋼は発効から7年後には北米域内で溶かし流し出されて製造されたものでなければならないこと、などを求める規定もあり、他のFTAと比べてUSMCAの原産地規則を満たすことはかなり難しいと言える。

現状でも越えなければならないハードルが高いUSMCAの原産地規則であるが、トランプ次期大統領は見直し交渉において、メキシコで生産した中国車や自動車部品、あるいはメキシコを経由した製品の対米輸出に対し、見直し前よりもさらに域内原産比率を求めるとともに、賃金条項や鉄鋼・アルミ要件以外の新たな原産地規則の追加を要求することもありうる。

3.3 原産地規則にIRAのEV税額控除のルールを導入できるか

2026年のUSMCAの見直しに際して、原産地規則に新たなルールを追加する一つの例として、IRAにおけるEV税額控除の規定に類似した原産地規則の導入を求めることが挙げられる。

バイデン政権は気候変動対策の一環として、22年8月にIRAを立法化した。IRAは太陽光発電装置の設置に対して補助金を支出するとともに、EV税額控除に新たなルールを盛り込んだ。このルールの条件を満たすことがで

きないEVは、税額控除の対象から外れることになる。IRAのEV税額控除の規定を見てみると、第1番目に最終組み立て要件が掲げられており、EVの税額控除を受けるには、完成車の最終組み立てが北米で行われていることが必要になっている。

第2の重要鉱物要件では、バッテリーに含まれる指定重要鉱物の内、米国内か米国とFTAを締結している国で抽出・加工されているか、あるいは北米でリサイクルされたものが一定割合以上であることが求められている（2027年以降は80%）。そして、25年以降においては、中国で抽出・加工・リサイクルされたものを含むEVは対象外となる。

第3のバッテリー部材要件では、バッテリー構成部材の内、北米で組み立てられた割合が一定以上であることが求められている（29年以降は100%）。24年以降は、中国の企業により製造又は組み立てられたバッテリー部材を含むと対象外となる。

EVやプラグインハイブリッド（PHEV）などの新車購入に際し、重要鉱物要件のみを満たすならば3,750ドル、バッテリー部材要件のみを満たすならば3,750ドル、両方を満たすならば7,500ドルの税額控除が認められる。

このEVの税額控除の要件においては、2025年からは中国で抽出・加工された重要鉱物や製造・組み立てられたバッテリー部材が少しでも組み込まれた完成車は、税額控除の対象にならない。したがって、26年のUSMCAの原産地規則の見直しで、これを参考にしたルールを導入を要求することにより、トランプ次期政権は中国車のメキシコからの無関税での輸入を阻止しようとするかもしれない。

一方、中国完成車メーカーはIRAのEV税額控除を満たすことができなくても、関税を払ってでもメキシコで生産・組立てを行ったEVの米国への輸出を厭わない可能性がある。こうした事態への対応を含めて、トランプ次期大統領はメキシコからの中国車の輸入に100%や200%の関税賦課を示唆したと見込まれる。

トランプ次期大統領は、USMCAの規定を活用してメキシコからの中国車の輸入に100%の関税をかける手段を明らかにしていない。したがって、何

らかの米国通商法を用いてEVなどの特定の品目に100%を超える関税を課すことや、メキシコやカナダを説得してUSMCAの条文や付属書（Annex）及びサイドレターなどに、メキシコで生産した中国車の対米輸出に100%関税賦課の規定を盛り込むこと、などがアイデアとして浮かび上がる。もちろん、米国やカナダとしては、メキシコ政府が中国からのEVや自動車部品などの輸入に、関税を引き上げてくれることが最善の策であることは言うまでもない。

なお、トランプ政権移行チームは、IRAの税額控除のルールを廃止する意向であり、テスラの創業者であるイーロン・マスク氏も賛成していると伝えられる。

3.4 USMCA見直しやIPEF離脱の日本企業への影響

USMCAの原産地規則は、特に自動車に対しては厳しい基準を設けた。それが、2026年の見直しにおいて、さらに厳格化されるならば、メキシコで製造する日本の自動車関連メーカーは対米輸出の際に原産地規則を満たすことができず、関税を支払わなければならないことが予想される。

この対応として、日本の自動車関連メーカーはメキシコから米国への輸出が困難になった分を、日本から輸出するか、アジアや中南米等から輸出するかに切り替えることが考えられるが、トランプ次期大統領が世界全体にユニバーサル・ベースライン関税を賦課すれば、それほど効果はないと思われる。結局は、関税を支払ってでも製造コストが低いメキシコで生産するという選択になるかもしれない。

ただし、前述のように、メキシコ政府が中国からの投資や中国企業のメキシコでの生産を規制せず、中国車などの米国への輸出を容認する政策を堅持するならば、USMCAの見直しにおいて米国やカナダが継続する意思を示さなければ、USMCAは終了し新たな米加自由貿易協定が誕生するかもしれない。そのようなことが起きる可能性は低いですが、その場合の日本企業のメキシコを活用した北米戦略は大きく変化することが予想される。

また、2026年のUSMCAの見直しにおいて、域内のサプライチェーンの途

絶に対する新たな協力メカニズム、重要鉱物の開発、EVの原産地規則、中南米の国の加盟メカニズム、などが取り上げられる可能性がある。こうした分野は、いずれも日本企業の北米展開において、事業や利益の拡大に繋がると見込まれる。

さらに、USMCAの中に中国製EVやその部品に対する原産地規則の厳格化に関する規則が導入されれば、日本の自動車メーカーの北米でのEV展開は、その分だけ時間的な余裕をもって対応することが可能になると予想される。

一方、IPEFはインド太平洋地域の経済協力関係の深化を図る枠組みであるが、当初においては、貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の四つの協定で構成されていた。その後、5番目の柱として、IPEF全体の効果的な運用を図るIPEF協定が付け加えられた。この中で、サプライチェーン協定は2024年2月24日に最初に発効した。そして、クリーン経済協定とIPEF協定は10月11日、公正な経済協定については10月12日に発効するに至った。

トランプ次期大統領は、パリ協定とともにIPEFからの脱退を表明する可能性が高く、最悪の場合、IPEFは先細りになり漂流することもあり得る。しかしながら、トランプ次期大統領がIPEFからの脱退を表明しても、サプライチェーン協定とクリーン経済協定、公正な経済協定、IPEF協定は既に発効しているので、これらの協定の規定に縛られることになる。

すなわち、IPEFのクリーン経済協定は書面による通告により脱退できると規定しているが、サプライチェーン協定と公正な経済協定は発効から3年が過ぎるまで脱退することができないと定めている。このため、トランプ次期大統領が、IPEFのサプライチェーン協定と公正な経済協定を離脱するには、米国が同協定の脱退条項を改正しない限り、少なくとも3年という時間が必要になる。なお、IPEFのサプライチェーン、クリーン経済、公正な経済のいずれの協定も、脱退は寄託者が脱退の通告を受け取った日から6か月後に効力が生じることになる。

したがって、トランプ次期大統領はクリーン経済協定からは直ちに脱退することができるが、サプライチェーン協定と公正な経済協定は時間がかかるので、会議やセレモニーに出席しないなどの実質的な離脱を粘り強く続けて

いくものと見込まれる。こうした米国の対応から、ASEANなどの加盟国は自然にIPEFの会議などに足が遠のき、IPEFそのものは自然に霧散してしまう可能性がある。

これに対して、日本には、TPPのケースのように、他の加盟国の協力を得ながら、徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きのIPEFの維持発展を図っていくというシナリオが考えられる。サプライチェーン協定とクリーン経済協定などは日本だけでなく、オーストラリアや韓国及びインド・ASEANなどにとっても有益な枠組みであると考えられる。日本が、TPPのようにIPEFを取り込む戦略ができるかどうかは、これらの国が後押しをしてくれるかどうかのポイントになると思われる。

また、他の日本のシナリオとして、トランプ第二次政権は4年で終了となるので、トランプ次期大統領の次の大統領の就任まで上記シナリオを粛々と続け、次の大統領の下での米国のIPEF復帰を待つというオプションも考えられる。